

平成 28 年 12 月 27 日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

「ファンド・オブ・オールスター・ファンズ」
における投資対象ファンドの一部除外について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、受益者のみなさまにご投資いただいております「ファンド・オブ・オールスター・ファンズ」につきまして、投資対象ファンドの一つである「ゴールドマン・サックス日本中・小型株ファンド（適格機関投資家用）」の償還に伴い、当該ファンドを投資対象ファンドから除外いたしましたので、下記の通りお知らせ申し上げます。

なお、本お知らせに関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。
今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンド

ファンド・オブ・オールスター・ファンズ

2. 投資対象から除外したファンド

ゴールドマン・サックス日本中・小型株ファンド（適格機関投資家用）
（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

3. 約款変更日

平成 28 年 12 月 27 日

4. 変更の背景と理由

平成 28 年 6 月 28 日付で実施した約款変更に伴い「ゴールドマン・サックス日本中・小型株ファンド（適格機関投資家用）」について、「三菱UFJ国際 日本・小型株・ファンド（適格機関投資家用）」への入れ替えが完了し、当該ファンドは償還されたことから、投資対象ファンドより削除するものです。

5. 変更内容（約款の新旧対照表）

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（付表）</p> <p>1. 約款第20条第1項に規定する「別に定める証券投資信託」とは、次のものをいいます。</p> <p>（略）</p> <p><u><削除></u></p> <p>（略）</p>	<p>（付表）</p> <p>1. 約款第20条第1項に規定する「別に定める証券投資信託」とは、次のものをいいます。</p> <p>（略）</p> <p><u>証券投資信託〔ゴールドマン・サックス日本中・小型株ファンド（適格機関投資家用）〕</u></p> <p><u>委託者</u> <u>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社</u></p> <p><u>受託者</u> <u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u></p> <p>社</p> <p>（略）</p>

（参考）変更（平成28年12月27日）後の「投資対象とするファンド」（運用会社）一覧

① 三菱UFJ国際日本株・スター・ファンド（適格機関投資家用） （三菱UFJ国際投信株式会社）
② フィデリティ・日本株ファンド（適格機関投資家用） （フィデリティ投信株式会社）
③ キャピタル・インターナショナル日本株式ファンド（適格機関投資家用） （キャピタル・インターナショナル株式会社）
④ GIMザ・ジャパン（適格機関投資家用） （JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社）
⑤ 三菱UFJ国際日本・小型株・ファンド（適格機関投資家用） （三菱UFJ国際投信株式会社）

以上

・ 本お知らせに関するお問い合わせ

三菱UFJ国際投信 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】

・ 受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ

お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。